

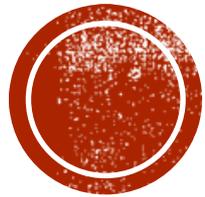
# 医師資格証の現状と今後の展望について

2016年10月1日

日本医師会電子認証センター

矢野 一博

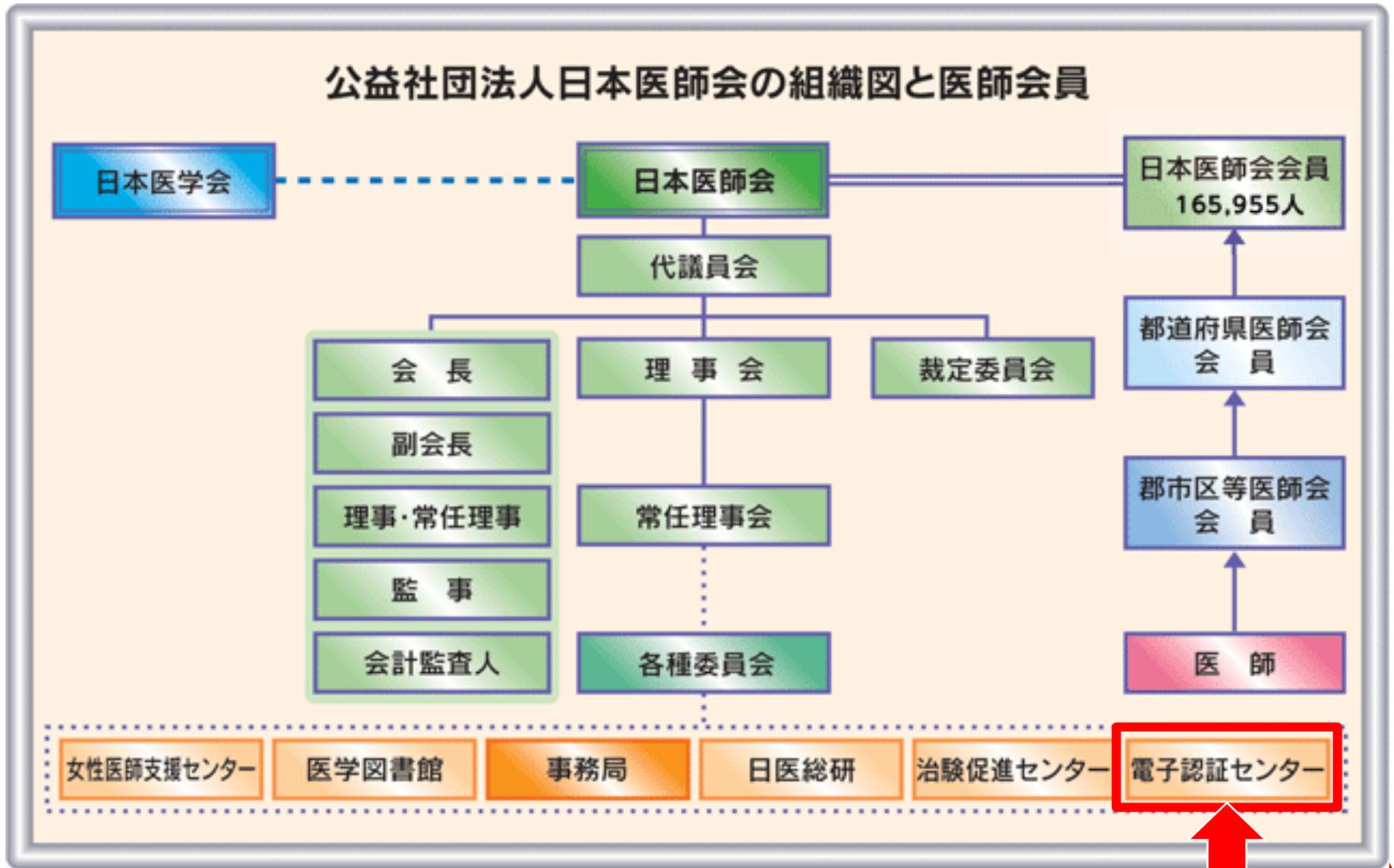




# 電子認証センターと 医師資格証について

# 日医組織体制図

## 公益社団法人日本医師会の組織図と医師会員



日本医師会の内部付属機関として設置（2013年10月）

# 電子認証センターの事業概要

日本医師会電子認証センターでは、以下の事業を行います。

## 1. 医師資格を証明する電子証明書（ICカード）の発行事業

本センターの基幹となる事業として、医師資格を証明する電子証明書ならびに証となるICカードの発行及びICカードの活用。

- 電子証明書の発行に係る登録、審査業務
- 登録個人情報の管理、メンテナンス、安全管理
- 地域や病院における審査局の設置支援業務
- ポータル機能の提供
- その他、ICカード発行に係る必要な事項

## 2. 認証局を活用するセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業

地域でITを用いた連携基盤を構築する際に日医認証局の利用を促し、標準的な認証手段を提供することで安全・安心な基盤を整備するための事業。

- 医療ドキュメントのe-文書法対応のための、電子署名環境の整備
- 日本医師会医療認証基盤（シングルサインオン基盤）の導入促進による標準的なログイン基盤の整備
- 生涯教育ポイント管理システムの提供
- その他、セキュリティ確保のために必要な基盤の整備（セキュリティ対策支援など）に関わる事項



# 医師資格証とは

日本医師会（電子認証センター）が医師の資格を証明するために発行するICカードが「**医師資格証**」です

(表)



医師資格証の有効期限は、発行日より  
5年間有効

(裏)



ICチップ内の電子証明書の有効期限は  
発行日より5年間有効

医師資格証は、日医認証局が発行する医師資格証を証明する電子証明書を格納しています。この電子証明書は、厚生労働省の保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）の電子証明書です。

# 医師資格証の使い方

## 1. 身分証としての活用

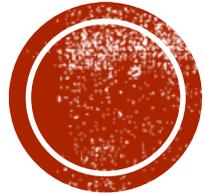
医師会等の内部で身分証として活用したり、今後、緊急災害時（JMAT活動等）や交通機関で急病人対応のような時に提示して、医師資格保有者であることを証明できるようにする。また、平時でも各医療機関の採用時における資格確認に利用できるよう、各行政機関や関係団体に協力依頼や働きかけを行っていく予定。

## 2. 非接触カードとしての活用

研修会や講習会時に、医師資格証を読み取り機にかざすだけで出欠の管理ができる仕組みを構築する。更に、生涯教育制度講習会や認定医講習会と連動して、受講履歴や単位取得状況の確認をリアルタイムにできる仕組みも構築する予定。

## 3. ITでの活用

これまでの日医認証局の取り組みである、IT世界での「署名」と「認証（通行証）」を引き続き普及・啓発する。

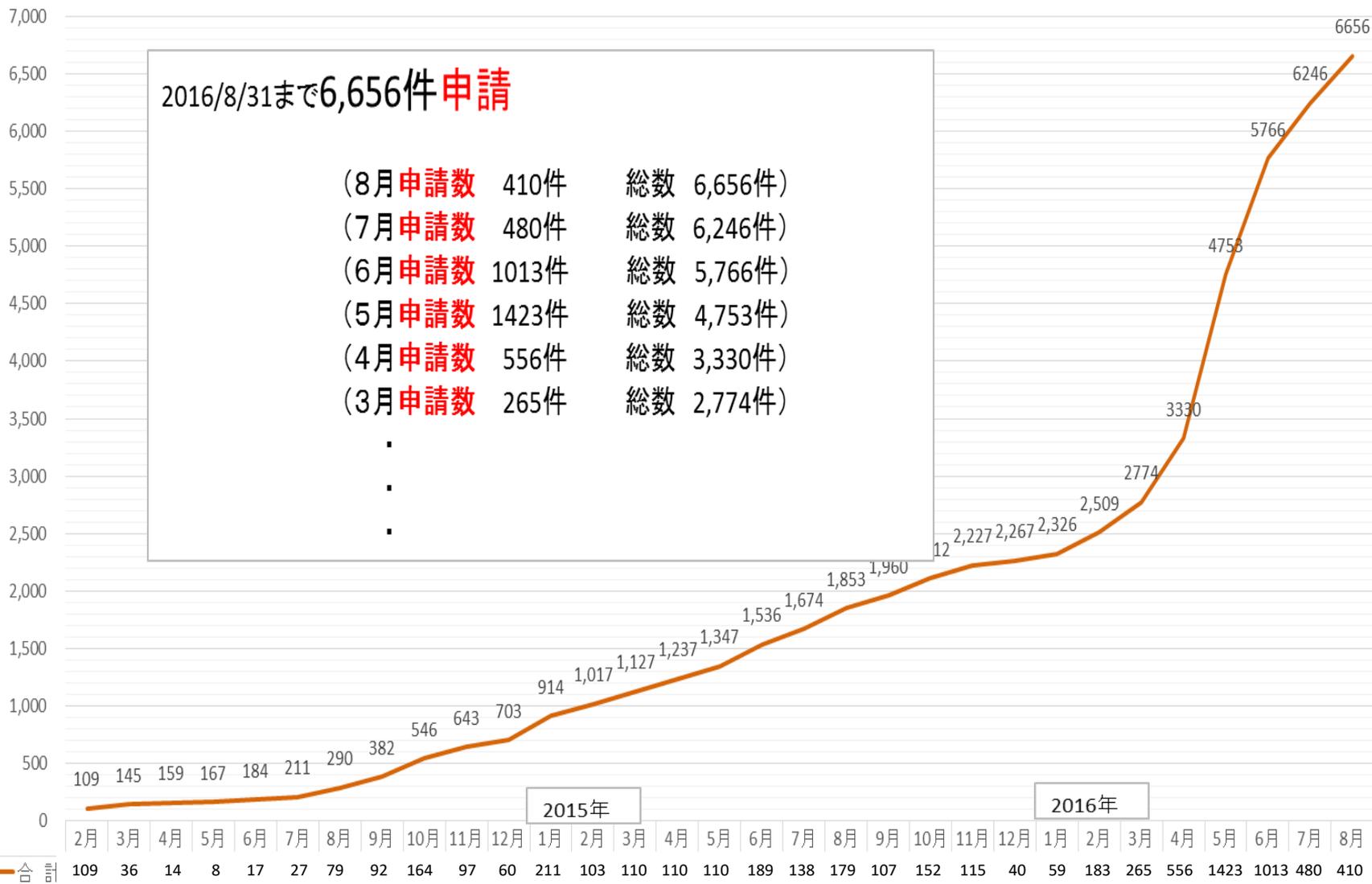


# 医師資格証の現状

(枚)

# 医師資格証申請数の推移

— 合計



# 医師資格証 都道府県別 発行枚数

【発行推移表】 2016/8/31現在

都道府県	3/31	7/31	8/31	都道府県	3/31	7/31	8/31
北海道	21	51	88	滋賀県	2	17	29
青森県	48	71	75	京都府	13	26	43
岩手県	6	25	36	大阪府	69	125	185
宮城県	42	59	67	兵庫県	359	446	527
秋田県	71	80	91	奈良県	15	23	26
山形県	8	20	23	和歌山県	1	16	24
福島県	7	32	52	鳥取県	8	13	17
茨城県	219	297	328	島根県	57	67	70
栃木県	65	69	76	岡山県	16	34	48
群馬県	44	68	83	広島県	49	94	121
埼玉県	19	51	78	山口県	46	67	81
千葉県	54	83	117	徳島県	6	20	45
東京都	187	337	487	香川県	11	29	37
神奈川県	175	268	313	愛媛県	67	114	204
新潟県	2	35	48	高知県	10	28	35
富山県	16	32	41	福岡県	537	683	721
石川県	31	41	46	佐賀県	37	53	63
福井県	8	16	22	長崎県	22	62	75
山梨県	1	8	18	熊本県	89	272	331
長野県	57	82	94	大分県	48	65	72
岐阜県	11	32	51	宮崎県	16	30	44
静岡県	12	51	84	鹿児島県	75	99	115
愛知県	77	119	155	沖縄県	16	62	97
三重県	24	39	50	海外	0	1	1
				合計	2,774	4,412	5,534

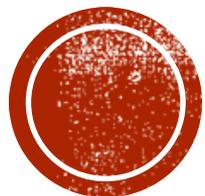
は、発行数上位10都道府県  
 は、発行数下位10県

【発行数順位表】 2016/8/31現在

順位	都道府県	医師数	件数	取得率	率順位	順位	都道府県	医師数	件数	取得率	率順位
1	福岡県	15,660	721	4.60%	4	25	島根県	1,947	70	3.60%	7
2	兵庫県	13,461	527	3.92%	5	25	宮城県	5,407	67	1.24%	29
3	東京都	43,297	487	1.12%	32	25	佐賀県	2,319	63	2.72%	10
4	熊本県	5,156	331	6.42%	1	28	福島県	3,810	52	1.36%	26
5	茨城県	5,188	328	6.32%	2	29	岐阜県	4,262	51	1.20%	30
6	神奈川県	19,036	313	1.64%	19	30	三重県	3,942	50	1.27%	28
7	愛媛県	3,679	204	5.54%	3	31	新潟県	4,646	48	1.03%	34
8	大阪府	24,260	185	0.76%	44	32	岡山県	5,760	48	0.83%	42
9	愛知県	15,927	155	0.97%	36	32	石川県	3,303	46	1.39%	24
10	広島県	7,453	121	1.62%	20	32	徳島県	2,463	45	1.83%	16
11	千葉県	11,735	117	1.00%	35	35	宮崎県	2,730	44	1.61%	21
12	鹿児島県	4,300	115	2.67%	11	36	京都府	8,516	43	0.50%	47
13	沖縄県	3,552	97	2.73%	9	37	富山県	2,656	41	1.54%	23
14	長野県	4,786	94	1.96%	14	38	香川県	2,762	37	1.34%	27
15	秋田県	2,355	91	3.86%	6	39	岩手県	2,622	36	1.37%	25
16	北海道	12,987	88	0.68%	46	40	高知県	2,232	35	1.57%	22
17	静岡県	7,466	84	1.13%	31	41	滋賀県	3,149	29	0.92%	39
18	群馬県	4,509	83	1.84%	15	41	奈良県	3,201	26	0.81%	43
18	山口県	3,619	81	2.24%	13	43	和歌山県	2,791	24	0.86%	41
20	埼玉県	11,503	78	0.68%	45	44	山形県	2,606	23	0.88%	40
21	栃木県	4,421	76	1.72%	18	44	福井県	1,982	22	1.11%	33
21	青森県	2,681	75	2.80%	8	46	山梨県	1,936	18	0.93%	38
23	長崎県	4,170	75	1.80%	17	47	鳥取県	1,785	17	0.95%	37
24	大分県	3,177	72	2.27%	12	48	海外		1		
							合計	311,205	5,534		

※ 医師数は厚生労働省平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査、  
 統計表14-1 医師・歯科医師・薬剤師数の都道府県別の従業地より引用。





# 身分証としての活用

# JAL DOCTOR 登録制度の開始

The screenshot shows the JAL website interface. At the top, there is a navigation bar with the JAL logo and "JAPAN AIRLINES" text. Below this is a menu with options like "国内線", "国際線", "国内ツアー", "海外ツアー", "JALマイレージバンク", and "JALカード". The "JALマイレージバンク" menu item is highlighted, and a sub-menu shows "JAL DOCTOR登録制度".

The main content area features a blue background with a silhouette of a doctor on the left and a JAL airplane on the right. The text "JAL DOCTOR登録制度" is prominently displayed. Below the title, there is a paragraph of text:

機内で急病人の方への医療援助が必要となった場合、  
事前に「JAL DOCTOR 登録制度」へご登録いただいた医師の方に  
援助をお願いさせていただきます。

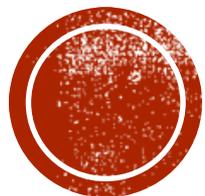
Below this is a section titled "JAL DOCTOR登録制度とは？". Underneath, there is a paragraph of text:

JALグループ便機内で急病人や怪我人が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをさせていただき、国内航空会社では初めての取り組みとなります。  
ご登録時に医師情報が登録されますので、JALグループ便ご予約の際にお得意様番号を登録いただくことで、緊急医療が必要な事態が発生した場合、客室乗務員が医師の方に速やかに援助をお願いさせていただくことが可能となります。

At the bottom, there is a small note: ※ 飲酒や体調不具合など、対応が困難な場合は、その旨を客室乗務員へお伝えくだされば、ご辞退いただくことも可能です。

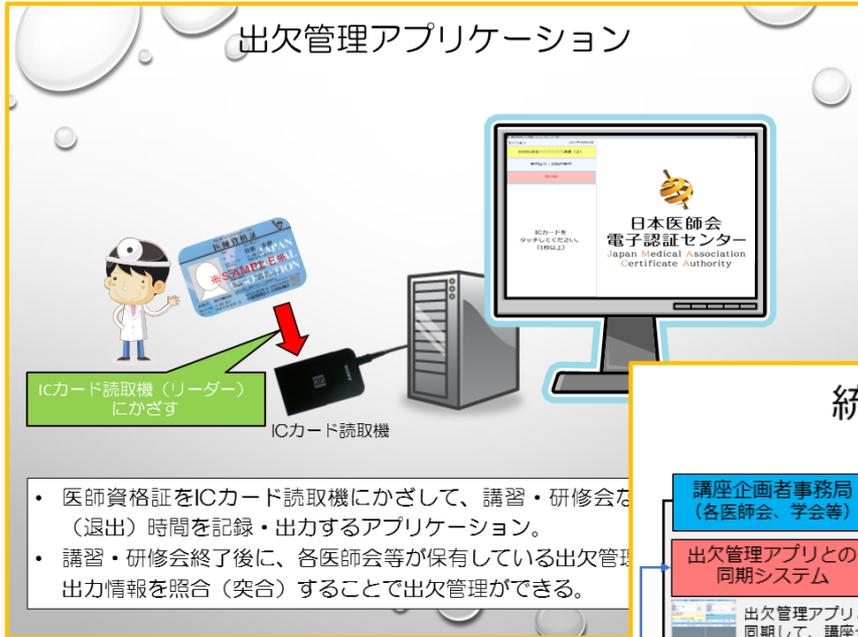
**2月3日より登録を開始し、2月15日より運用を開始。**



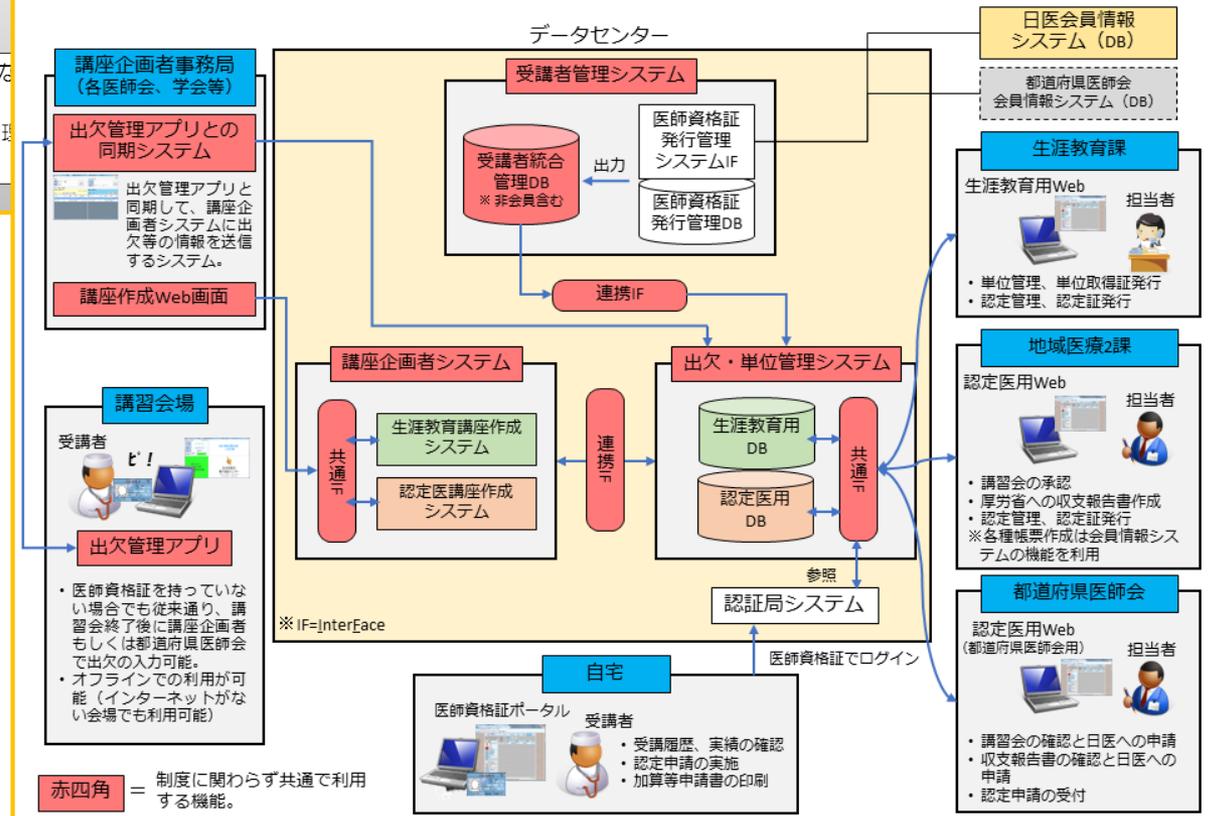


# 非接触カードとしての活用

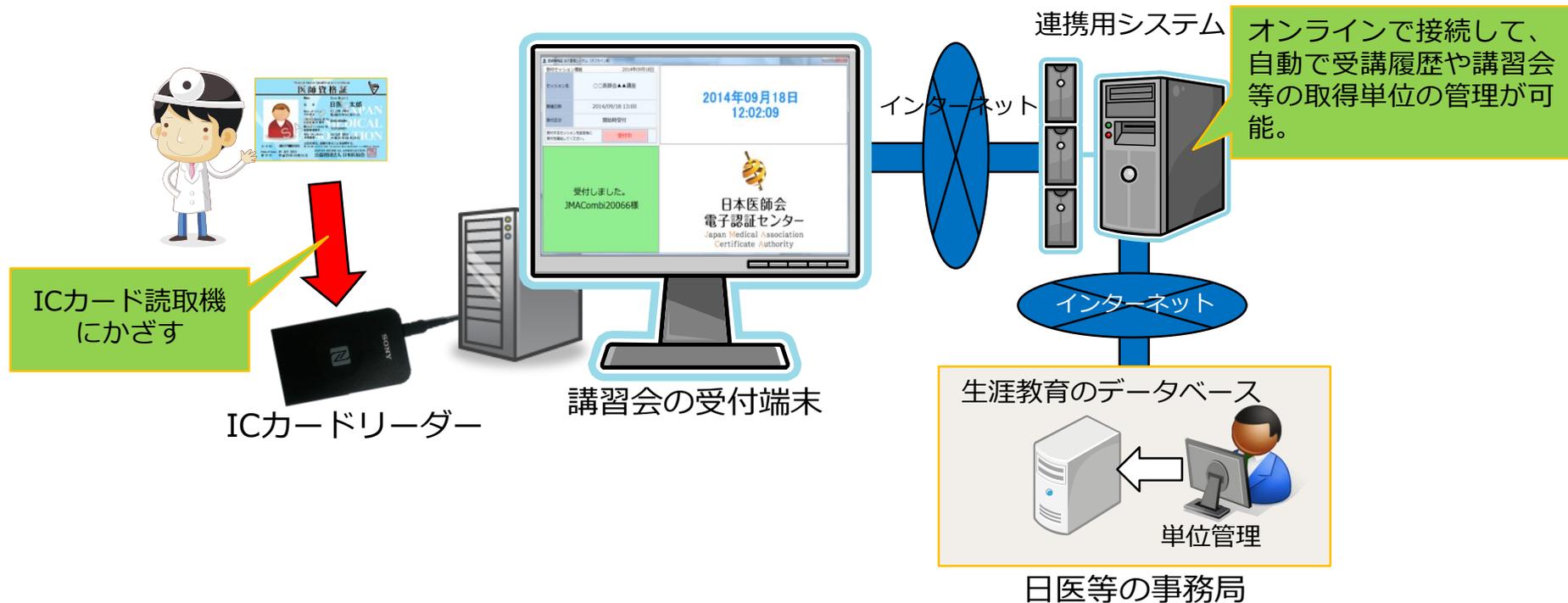
# 統合出欠単位管理システムへの発展



## 統合的な出欠単位管理システムのイメージ図



# 日医生涯教育制度講習会の出欠単位管理システム

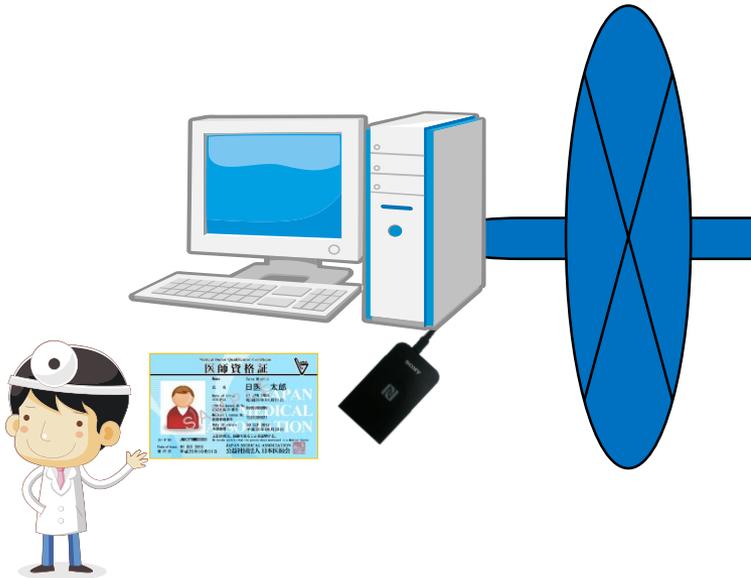


- 生涯教育制度の講習会の出欠を出欠管理システムを使って登録。
- 出欠状況をオンラインで出欠単位管理システムと連動させて、出欠と単位の管理を可能とする仕組み。

# 単位取得状況のリアルタイム確認

イメージ画面

インターネット

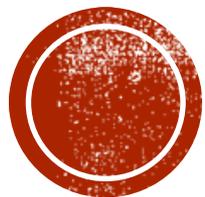


The screenshot displays the '日医HPKカード 会員ポータル' (Japanese Medical Association HPK Card Member Portal) website. The user is logged in as '日医 太郎 権' (Dr. Taro Ken), a 37-year-old male member. The page shows the user's profile information, including their address in Kanagawa Prefecture and their affiliation with the Kanagawa Prefecture Medical Association. A '受講履歴' (Lecture History) section is visible, listing several seminars attended between 2014 and 2015. The table below details the lecture history:

受講日	講座名	主催者	コード
2015/5/15	xxxxxxxxxxxxセミナー	xx医学会	C12
2014/12/10	xxxxxx講習会	xx医学会	C34
2014/11/13	日本医学会システム協議会	日本医師会	C10
2014/08/01	xxxxxxxxxxxxセミナー	xx医学会	C45
2014/06/26	xxxxxxxxxxxxセミナー	xx医学会	C42

医師資格証でポータルサイトにログインして、受講履歴を確認。

- 医師資格証で自分専用のホームページ（ポータルサイト）にログインすることで、受講履歴や単位の取得状況を自分で確認できる。
- また、必要な申請書類を印刷できる機能も追加予定。

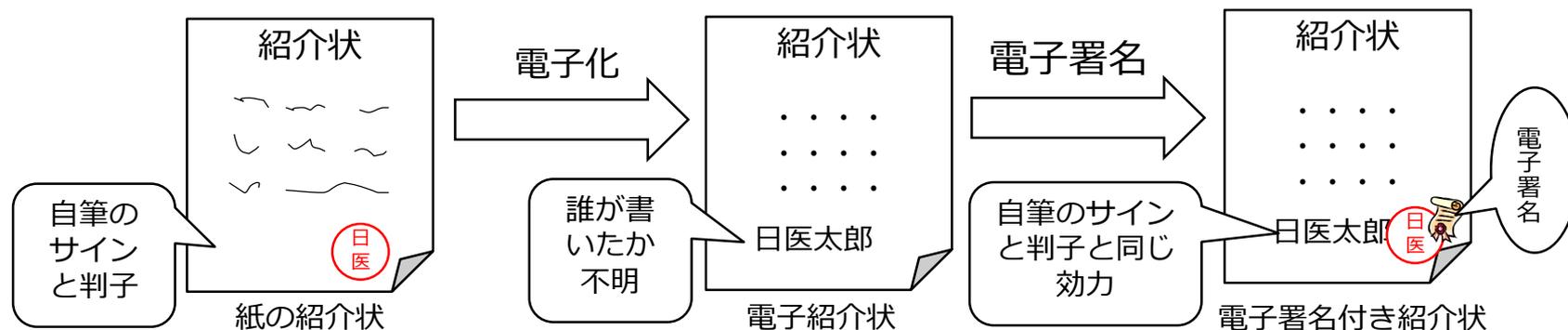


# ITでの活用

# 電子署名と認証

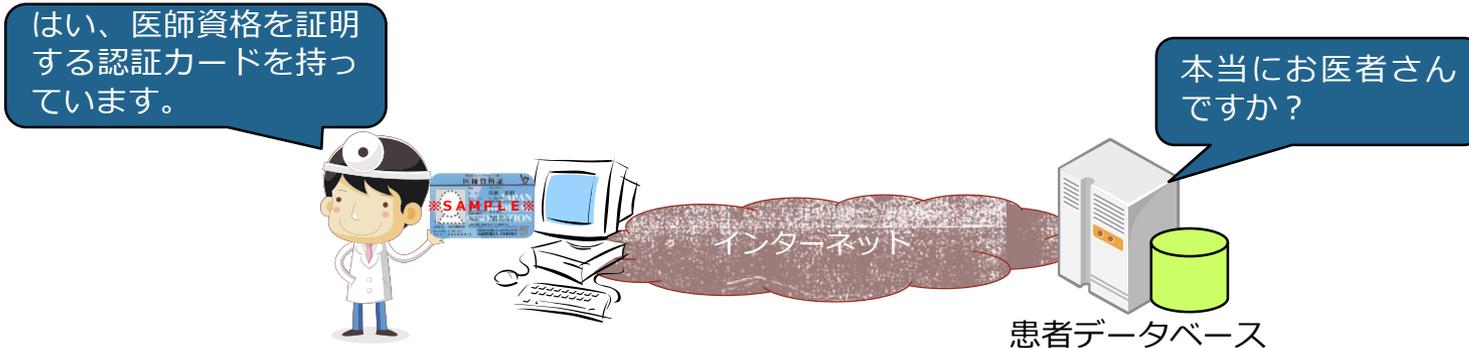
## 1. 電子署名

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は、電子署名法で保証されています。



## 2. 認証

例えば、地域医療連携では、ネットワークを通じて本人の確認が必要になります。特に、カルテや連携パスの情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要であり、その時に認証を使います。



# 島根県まめネット

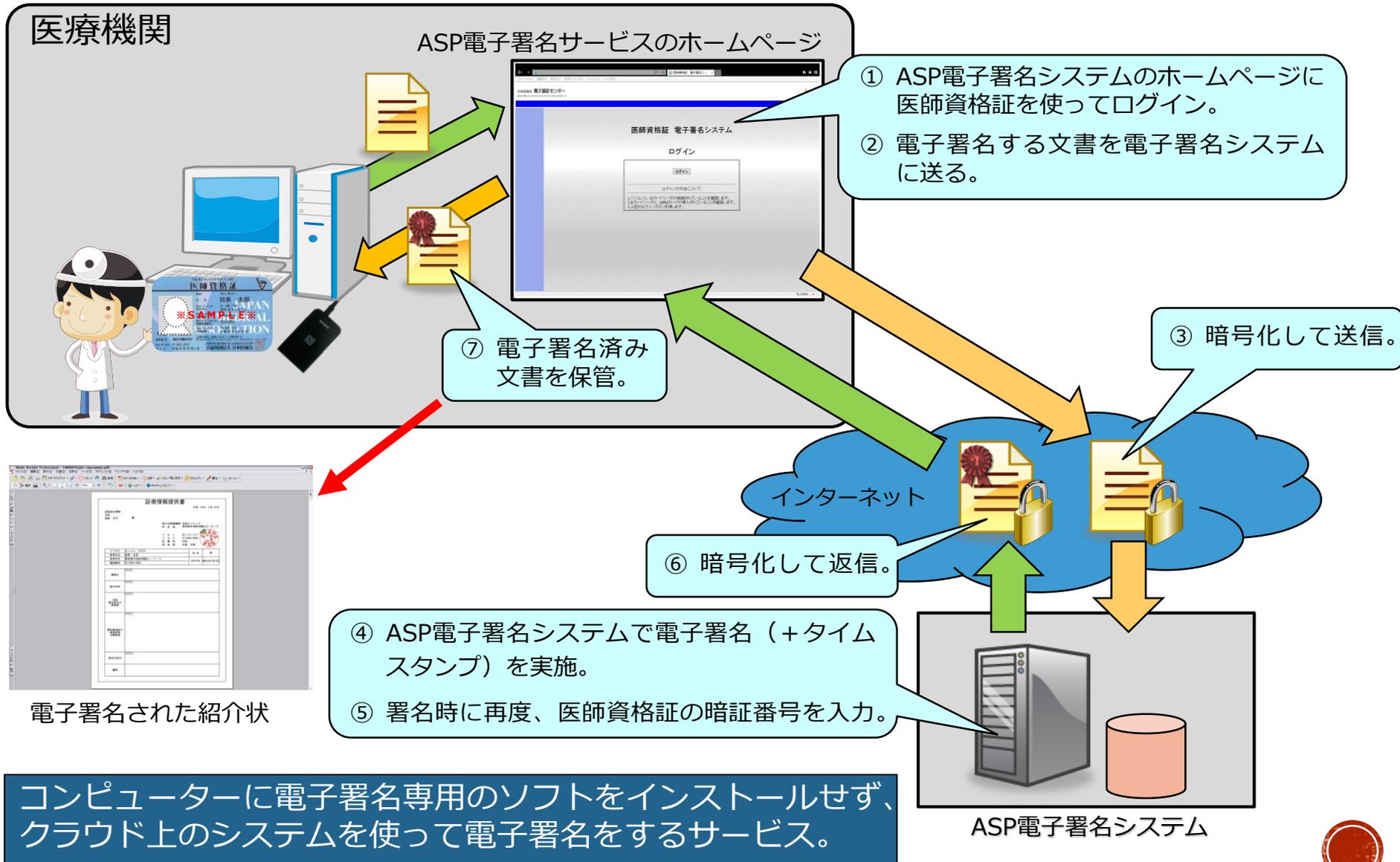
## 電子紹介状への電子署名で利用

すべては患者さんの安心・安全のために。

島根県内の中核病院をはじめとして、各地の病院や診療所、調剤薬局などの医療機関がつながります。



# ASP電子署名サービス



# 医師資格証ポータル

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

ログイン

ログイン方法について

1. パソコンに、ICカードリーダーが接続されていることを確認します。
2. ICカードリーダーに、医師資格証が挿入されていることを確認します。
3. 上記のログインボタンを押します。

Copyrighte Japan Medical Association. All rights reserved.

100%



# 医師資格証ポータル（続き）

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン：2015/12/24 12:08:30

ログアウト

ログイン情報

日医 太郎 様  
男 41歳  
日医会員

居住地域：東京都 文京区  
主たる活動地域：東京都 文京区  
所属医学会：文京区医師会  
主たる所属医会：日本医師会  
主たる診療科目：内科  
電子証明書有効期限：2014/03/01～2016/02/29

お知らせ

お知らせ

医師資格証ポータルサイト開設しました  
◀ 掲示期間：2015/12/21～2016/01/31 ▶

医師資格証を用いて利用する、医師資格証ポータルサイトを開設しました。

[バックナンバー](#)

関連リンク

- 日本医師会
- 日本医師会 電子認証センター
- 厚生労働省
- 医師免許証 電子署名システム

関連情報

- 日本医師会個人情報保護について

トップ画面

情報開示・非開示画面

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン：2015/12/24 12:08:30

ログアウト

情報開示設定

基本項目

情報項目	利用者向け	開示設定	一般向け
氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
性別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
年齢	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
医師登録番号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
医師登録年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
日医会員ID	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
住所（申請時）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
メールアドレス（申請時）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

すべて開示    すべて非開示    すべて開示    すべて非開示

プロフィール

情報項目	利用者向け	開示設定	一般向け
居住地域	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

# 日医医療認証基盤（シングル・サインオン機能）システム

## 日本医師会の所有システム

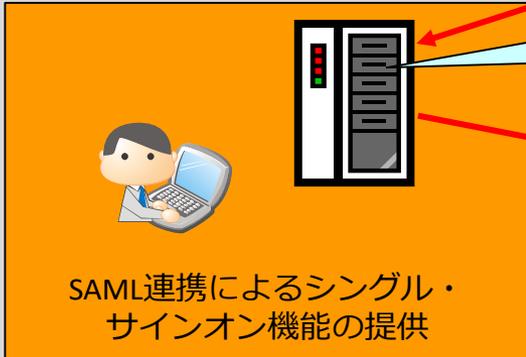
### 電子認証センター（日医認証局）



医師資格証の発行

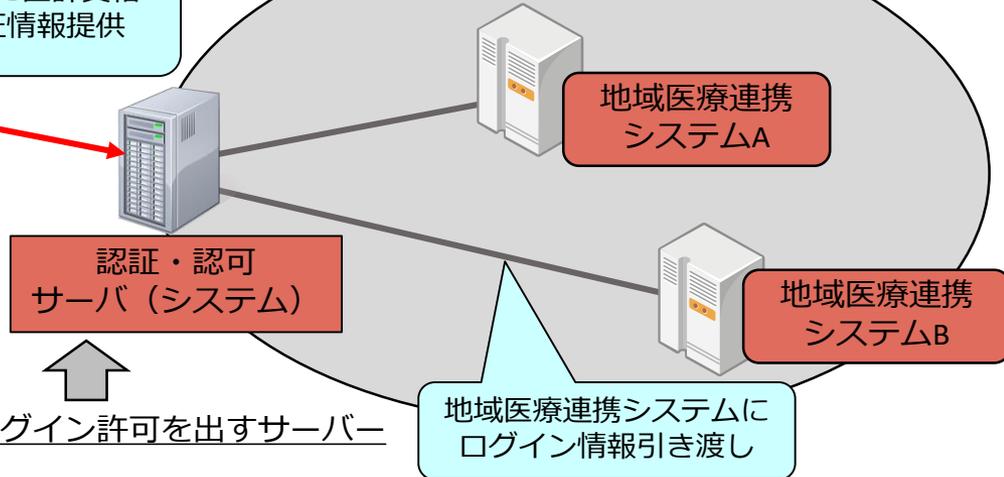


### 日医医療認証基盤システム



ログイン時に医師資格  
確認・認証情報提供

### 地域医療連携システム



医師資格を確認してログイン許可を出すサーバー

医療認証基盤システムとは、医療連携を実施するそれぞれの地域の入口の手前にあるシステムに対して、医師であることの情報を提供する標準化されたシステム。



# 岡山県晴れやかネット

晴れやかネット 

メールアドレスまたはニックネーム

パスワード

ログイン

HPKログイン

パスワードを忘れた方はこちら

ここをクリックすると、暗証番号  
入力画面が出てきます。



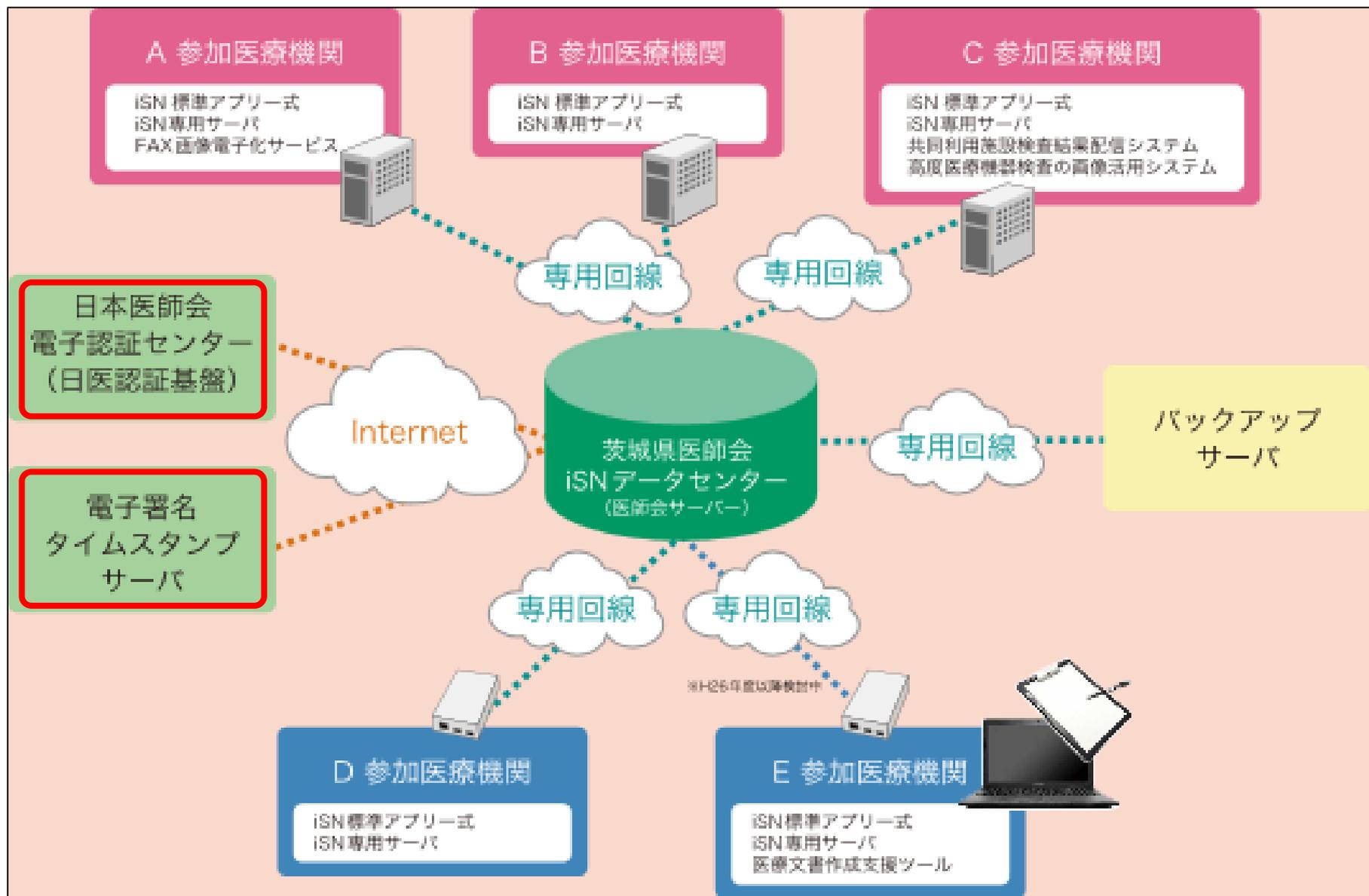
医療ネットワーク岡山協議会

PIN入力

PINを入力してください。(P)

OK(O) キャンセル(C)

# 茨城県医師会いばらき安心ネット (iSN)



# スマートフォンを用いた資格確認



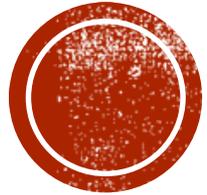
資格表示アプリケーション起動



医師資格証をスマートフォンにかざす



医師資格証をスマートフォンにかざすことで、医師資格証の発行情報を元にした「基本情報」と利用者個人で編集できる「プロフィール」を表示するアプリケーション。



# トピックス（今後の展望）

# 診療報酬改定

【Ⅱ-2（患者の視点等／ICTの活用）-①】

## 診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

骨子【Ⅱ-2(1)】

### 第1 基本的な考え方

現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書等について、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。

診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。

### 第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

【算定要件】

(1) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保する。

(2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。

2. 診療情報提供料（Ⅰ） 検査・画像情報提供加算の新設

(新) 検査・画像情報提供加算

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

【算定要件】

保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、過去の主要な診療記録を、他の保険医療機関に電子的方法で閲覧可能なように提供した場合に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。

3. 電子的診療情報評価料の新設

(新) 電子的診療情報評価料 30点

【算定要件】

保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、過去の主要な診療記録を電子的方法により閲覧でき、当該診療記録を診療に活用した場合に算定する。

【2及び3に係る施設基準】

(1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。

(2) 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

平成28年2月10日 第328回中医協総会資料から抜粋

- 診療報酬上、電子紹介状の算定ができることが明確化。その際の要件として、HPKI電子署名（+タイムスタンプ）を施すこととされた。医師資格証を用いれば、HPKI電子署名が可能となる。
- 加えて、画像等を提供すること、また、その画像等を用いて診療に活用した場合の加算が新設された。

# 施設基準等

- 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- 保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報保護を確実に実施すること。
- 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること。
- 情報の電子的な送受に関する記録を残していること。（ネットワーク運営事務管理している場合は、随時取り寄せることができること。）
  - 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。
  - 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

# 診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

算定要件  
(施設基準)

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成25年10月)を遵守。

## 地域医療連携システム

算定要件  
(HPKI電子署名:  
医師資格証)

検査・画像情報提供加算  
(イ)  
200点

電子的診療情報  
評価料  
30点

退院

入院中の患者以外

検査・画像情報提供加算  
(ロ)  
30点

電子的診療情報  
評価料  
30点

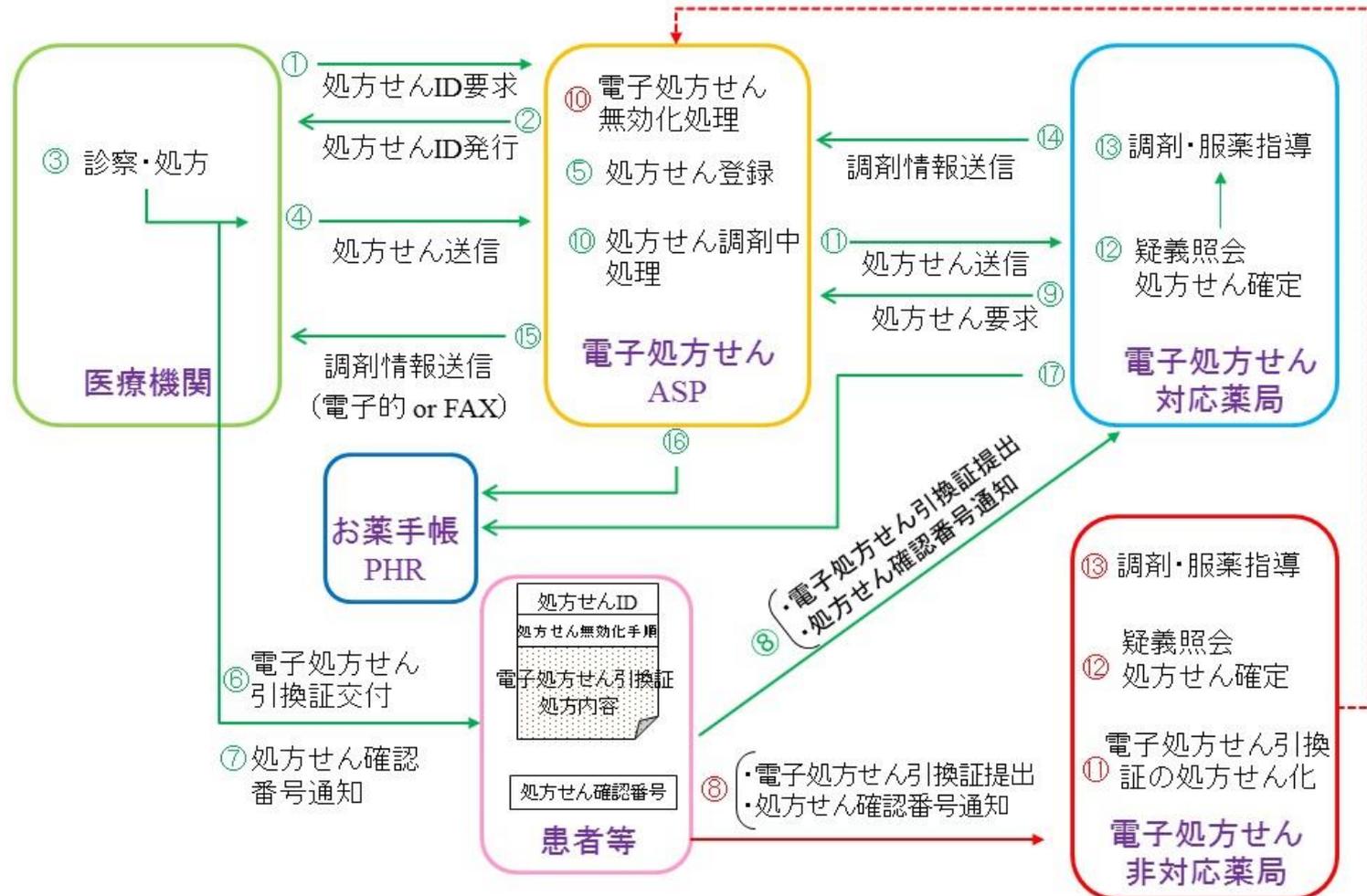
診療情報提供書等

算定要件  
(HPKI電子署名:医師資格証)

厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保険医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。

# 電子処方せん

## ⑨ 電子処方せん無効化要求



平成28年2月10日「医療ネットワーク基盤検討会」電子処方せんの運用ガイドライン（案）から抜粋

- 平成28年3月に「電子処方せんの運用ガイドライン」が通知され、電子処方せんが実際に運用可能となった。
- ガイドライン内でHPKI電子署名が必須の要件となっている。

# 安全な通信環境について

## ■ 安全管理のガイドライン（Q & A）

- IPsec、IP-VPN等を使用せずチャネルセキュリティを担保する場合
  - TLS1.2 + クライアント認証が必要

平成28年8月24日発出

Q-29

医療情報を交換する「オープンなネットワーク接続」としてSSL/TLSを用いることは可能か。

「電子処方せんの運用ガイドライン」では、ASPサービスを用いた仕組みとして、Webサービス利用時におけるSSL/TLS接続について詳細に記載されているが、その他のインターネットを介した医療情報システムへのSSL/TLS接続について遵守すべき事項はあるか？

A 昨今、TLS/SSLについてプロトコルやソフトウェアの脆弱性をついた攻撃の報告が相次いでおり、TLS/SSLを用いても、適切に利用しなければ安全性を確保できません。

従って「電子処方せんの運用ガイドライン」と同等の対応が必要です。

例えばIPsecによるVPN接続等によるセキュリティの担保を行わず、インターネット等のオープンなネットワークを介し、HTTPSを用いて医療情報システムに接続する場合は、SSL/TLSのプロトコルバージョンをTLS 1.2のみに限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施してください。

その際、TLSの設定はサーバ/クライアントともに、「SSL/TLS暗号設定ガイドライン」に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定が必要です。

また、いわゆるSSL-VPNは偽サーバへの対策が不十分なものが多く、医療情報システムでは原則として使用すべきではありません。



# 電子処方せんの運用ガイドライン通知

医政発 0331 第 31 号  
薬生発 0331 第 11 号  
保 発 0331 第 27 号  
政社発 0331 第 2 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各  
〔 都 道 府 県 知 事 〕  
〔 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 〕  
殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官 ( 社 会 保 障 担 当 )  
( 公 印 省 略 )

## 電子処方せんの運用ガイドラインの策定について

処方せんは、医師・歯科医師から薬剤師への処方内容の伝達だけでなく、患者自らが処方内容を知ることができる、患者にとって最も身近な医療情報の一つである。処方せんの電子化は、医療機関と薬局の連携や服薬管理の効率化等に資するだけでなく、電子版お薬手帳との連携により、患者自身の服薬情報の履歴の電子的な管理にも資する。

このため、今般、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)の一部を改正し、処方せんの電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするとともに、電子処方せんの円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」を、別紙 1 のとおり策定した。また、同ガイドラインにある「電子処方せん引換証」の様式を別紙 2 のとおり定めた。

同ガイドラインでは、

- ・電子処方せんの導入は、単に処方せんの電子化を進めるのではなく、地域医

療連携の取組と併せて普及させていくことで、医療機関と薬局との情報連携を一層進めていくものである

- ・電子処方せんへの医師、歯科医師及び薬剤師の署名については、HPKI (保健医療福祉分野における公開鍵基盤) を活用することで、処方せんの安全な送信を確保することとしている
- ・電子処方せんの運用のためのネットワーク回線等については、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに従って回線の経路の暗号化等を実施するなど、セキュリティ面の対策を講じることとしている

など、運用の考え方や要件を示しているの、貴職におかれては、その内容を十分御了知の上、本ガイドラインに沿って電子処方せんの運用が適切に行われるよう、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げます。



# 電子処方せんのネットワーク要件

## (7) 安全管理ガイドラインに基づくネットワーク回線のセキュリティ

電子処方せんの運用に当たっては、医師・歯科医師が作成した処方情報が、その情報を取得すべき薬局に、正しい内容で、覗き見されない方法で、提供される必要がある。このため、ネットワーク回線のセキュリティは、安全管理ガイドラインに従い、回線の経路の暗号化等の対策を講じる必要がある。

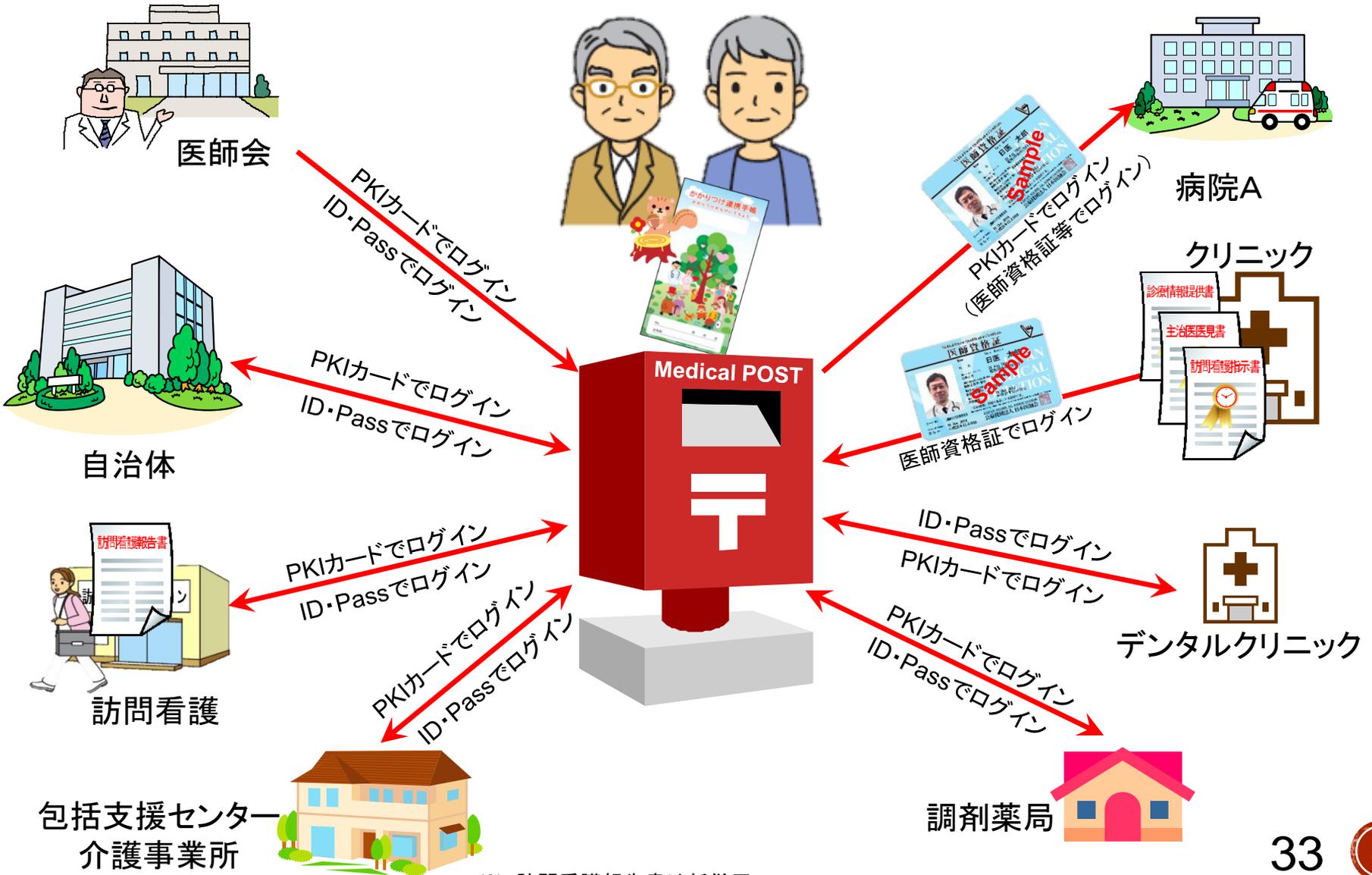
本ガイドラインでは、ASP サービスを用いた仕組みとしているため、WEB サービスでやりとりされることや各施設での実装のしやすさを考慮した回線の利用が求められる。それを踏まえて、SSL/TLS で構築する場合の具体的な要件は、以下のとおりとする。

なお、本ガイドラインに示す SSL/TLS の活用は、電子処方せんの送受信のための回線を対象とするものであり、安全管理ガイドラインに示される回線の全てを見直すものではない。

- ・ クライアント証明書を利用した SSL/TLS クライアント認証を実施する。
- ・ SSL/TLS は、十分な安全性を確保したバージョン、通信モード、暗号化方式とするため、「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(平成 25 年 3 月総務省、経済産業省)を採用する。
- ・ 通信モードは、安全性、高速性で優位性があり、電子政府推奨暗号 (AES、Camellia) に対応している GCM とする。
- ・ ハッシュ関数は、電子政府推奨暗号に対応している SHA2 (SHA-256、384、512 のいずれか) とする。
- ・ 鍵情報の暗号化は、前方秘匿性 (Forward secrecy) 確保のため、DHE による鍵の逐次使い捨てを優先し、DHE が対応できないブラウザは RSA による暗号化を許容する。
- ・ TLS のバージョンは、これらの条件を踏まえ、GCM および SHA2 のサポートが TLS1.2 のみであるので、TLS1.2 とする。
- ・ 電子処方せん ASP サーバは、SSL/TLS のセッション構築時に、これらのモードでクライアント (医療機関、薬局) に回答しなければならない。



# 文書交換システム



※ 訪問看護報告書は紙併用



# ログイン画面（医師の場合）



文書交換 サービス

文書交換 サービス へようこそ

下記から選択して下さい。

医師の方はこちらから

医師以外の方はこちらから



# メイン画面

文書交換 サービス

医師 太郎 お知らせ NEW 設定 ログアウト

「受信ボックス」一覧

文書交換

送受信ボックス

新規作成

送受信履歴

アドレス帳

送信先設定

受信相手設定 NEW

「メニュー」一覧

受信ボックス

削除

最初へ 前へ 1/1 ページ 次へ 最後へ

<input type="checkbox"/>	ダウンロード	差出人	件名	受信日時	添付ファイル	数	サイズ
<input type="checkbox"/>	未	[医師]医師 太郎 他	紹介状送付	2016/02/02 11:43	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	未	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/02 10:15	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 三郎	紹介状送付	2016/02/01 22:55	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/01 09:55	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 一郎	紹介状送付	2016/01/30 11:15	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 花子	紹介状送付	2016/01/28 21:05	紹介状.doc他	12	1.2MB

6件中 1-20件を表示

送信ボックス

削除

最初へ 前へ 1/1 ページ 次へ 最後へ

<input type="checkbox"/>	状態	宛先	件名	送信日時	添付ファイル	数	サイズ
<input type="checkbox"/>	一時保存	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/02 12:53	紹介状.doc 他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	送信待機	[自治体]〇〇市役所	主治医意見書送付	2016/02/02 12:15	主治医意見書.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	送信失敗	[自治体]〇〇市役所	主治医意見書送付	2016/02/02 11:43	主治医意見書.doc他	12	1.2MB

3件中 1-3件を表示

「送信ボックス」一覧

# サービス提供価格

ORCA管理機構から  
リリース予定

## ■ 個別価格（50M/施設）

### ■ 医師資格証をお持ちの医療機関

- 登録料：10,000円（初回のみ）
- 利用料：1,000／月

### ■ 医師資格証がない場合（自治体・介護系）

- 登録料：30,000円（5年毎）
- 利用料：2,000／月

## ■ 一括価格（自治体・医師会等）

### ■ 全体容量（1G/50施設まで分配可）

- 利用料：600,000／年

・登録料には、動作環境を構築するためのクライアントプログラムが含まれます。  
・医師資格証がない施設に対しての登録料には、クライアントプログラムに加えアクセス認証用のPKIカード費用が含まれます

ご清聴ありがとうございました

